

住民基本台帳法の一部を改正する法律

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雜則（第三十一条—第四十一条）」を 「第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十一条—第三十二条）」に改める。
第五章 雜則（第三十一条—第四十一条）

条の四十五—三十条の五十一）

に改める。

」

第五条中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をすべきものとされる」に改める。

第八条中「この法律」を「第四章若しくは第四章の三」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第二十一条中「この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条第一項中「この条」の下に「及び第三十条の四十六」を加える。

第二十四条の二の見出し中「届出」を「転入届」に改め、同条第一項中「付記転出届」を「転出届」に改め、「であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたもの」を削り、「であつて、総務省令で定めるところにより、その者の住民基本台帳カードを添えて行われるもの」を「を」をいう。以下この条及び第三十条の四十四第五項」に改め、同条第一項中「世帯主に関する付記転出届」を「世帯主に関する転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改め、「（住民基本台帳カードの交付を受けていない世帯員が行う前条の規定による届出であつて、当該届出に係る書面に政令で定める事項が付記されたものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「に係る付記転出届」を「に係る転出届」に、「世帯員に関する付記転出届」を「転出届」に改める。

第二十五条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十二条第一項及び第二十三条」に改める。
第二十六条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十七条第一項中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改め、同条第二項中「第二十二条から第二十四条まで及び第二十五条」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十八条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第二十八条の二及び第二十八条の三中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第二十九条及び第二十九条の二中「この法律」を「この章又は第四章の三」に、「附記する」を「付記する」に改める。

第三十条中「この法律」を「この章又は第四章の三」に改める。

第三十条の四十四の見出しを削り、同条第一項中「市町村長」の下に「（以下この条において「住所地市町村長」という。）」を加え、「及び住民票コード」を削り、「が記録された」を「（以下この条において「カード記載事項」という。）」が記載され、かつ、当該住民票に記載された住民票コードが記録された半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれた」に改め、同条第二項中「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「もののほか」の下に「、住民基本台帳カードの有効期間」を加え、「及び第二項の交付申請書に記載した事項につき異動があつた場合」及び「に関する

事項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「転出をする場合その他の」を「当該住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他」に、「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「当該住民基本台帳カードを交付した市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 住民基本台帳カードは、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

第三十条の四十四第四項の次に次の三項を加える。

5 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該住民基本台帳カードを市町村長に提出しなければならない。

6 前項の規定により住民基本台帳カードの提出を受けた市町村長は、当該住民基本台帳カードについて、カード記載事項の変更その他当該市町村において当該住民基本台帳カードの適切な利用を確保するためには必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

7 第五項の場合を除くほか、住民基本台帳カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があつ

たときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出て、当該住民基本台帳カードに変更に係る事項の記載を受けなければならない。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 外国人住民に関する特例

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの（以下「外国人住民」という。）に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号（第五号、第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）、外国人住民となつた年月日（外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いづれか遅い年月日をいう。以下同じ。）及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

長期在留者をいう。以下この表において同じ。）

特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。） 一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第二項に規定	特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。）に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。） 一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第二項に規定	二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
一 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定	一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定	二 入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号

の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）

出生による経過滞在者（国内において出生した日本国籍を有しない者）のうち入管法第二十二条の

二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在者（日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）

する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨

（中長期在留者等が住所を定めた場合の転入届の特例）

第三十条の四十六 前条の表の上欄に掲げる者（出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を除く。以下この条及び次条において「中長期在留者等」という。）が国外から転入をした場合（これに準ず

る場合として総務省令で定める場合を含む。）には、当該中長期在留者等は、第二十二条の規定にかかわらず、転入をした日から十四日以内に、同条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合において、当該中長期在留者等は、市町村長に対し、同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に規定する在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書（一時庇護許可者にあつては、入管法第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書^ひ）を提示しなければならない。

（住所を有する者が中長期在留者等となつた場合の届出）

第三十条の四十七　日本の国籍を有しない者（第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者を除く。）で市町村の区域内に住所を有するものが中長期在留者等となつた場合には、当該中長期在留者等となつた者は、中長期在留者等となつた日から十四日以内に、第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等、外国人住民となつた年月日並びに同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、前条後段

の規定を準用する。

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出)

第三十条の四十八 第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条及び前二条の場合を除くほか、世帯主でない外国人住民であつてその世帯主（外国人住民であるものに限る。）との続柄に変更があつたものは、その変更があつた日から十四日以内に、世帯主との続柄を証する文書を添えて、その氏名、世帯主との続柄及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出)

第三十条の四十九 世帯主でない外国人住民であつてその世帯主が外国人住民であるものは、第二十二条第一項、第二十三条、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をするときは、世帯主との続柄を証する文書を添えて、これらの規定に規定する届出をしなければならない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)

第三十条の五十 法務大臣は、入管法及び入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民についての第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	項目 第三十二条第五 項	、第五号及び第九号から第十四号まで
第二項	項目 第三十二条第一 項	及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第三項	項目 第三十二条の二 第一項	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外

第三十四条第一項及び第二項中「に規定する」を「及び第三十条の四十五の規定により記載をべきもの	第十二条の二 第一項 第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号 及び第六号から第八号までに掲げる事項 第一項	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄	国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄
	第十二条の四 第一項 第二項 第三項 第四項	第七条第五号、第九号から第十二号まで 及び第十四号 第七条第十号から第十二号まで及び第十四号 事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日	

とされる」に改める。

第三十九条中「有しない者」の下に「のうち第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者以外のもの」を加える。

第四十七条第二号中「第十二条の三まで」の下に「（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「第十二条の四」の下に「（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第五十三条第一項中「又は第二十五条」を「、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改め、「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削り、同条第二項中「又は第二十五条」を「、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

別表第一の四十の項中「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第三十条までの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十四条第一項及び第二項、第三十九条並びに第四十七条第二号の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第一項の改正規定（「第二十四条の二第一項若しくは第二項又は」を削る部分に限る。）を除く。）並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条まで及び第十三条から第二十条までの規定、附則第二十一条の規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項の改正規定（「及び第三十条の三第一項」を「、第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。）に限る。）並びに附則第二十二条の規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二 附則第三条の規定 この法律の公布の日又は入管法等改正法の公布の日のいずれか遅い日

(適用区分等)

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第二十条の四十四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中

長期在留者等になつた場合について適用する。

(外国人住民に係る住民票に関する経過措置)

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならぬこと。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されてること。
- 二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

2 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。

3 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報に基づき行うものとする。

4 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に関し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に對し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期間に限り、個人を単位とする第一項の住民票と世帯を単位とする日本の国籍を有する者に係る住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成することをもつて、世帯を単位とする住民票の作成に代えることができる。

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に外国人住民である者（第一号施行日の前日までに第一号施行日における住所地の市町村長から附則第三条第五項の規定による通知を受けた者であつて総務省令で定めるものを除く。）は、第一号施行日から十四日以内に、新法第二十二条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる事項、出生の年月日、男女の別、国籍等並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げ

る者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。この場合においては、新法第三十条の四十六後段の規定を準用する。

2 前項の規定による届出は、新法第四章の三の規定による届出とみなして、新法第八条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を適用する。

第六条 附則第四条第一項の住民票又は前条の規定の適用を受ける外国人住民に係る住民票については、新法第三十条の四十五の規定にかかわらず、外国人住民となつた年月日（同条に規定する外国人住民となつた年月日をいう。）に代えて、第一号施行日を記載するものとする。

第七条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において

同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の四十六後段の規定を適用する。

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則

第三条から第五条までの規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

（外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用の特例）

第九条 外国人住民については、第一号施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第十二条の四、第二十四条の二、第四章の二及び第三十条の四十五（新法第七条第十三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（過料）

第十条 附則第五条第一項の規定による届出に關し虚偽の届出（同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条から第二十九条の二までの規定による付記を含む。）をした者は、その行為について刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

2 正当な理由がなくて附則第五条第一項の規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

3 前二項の規定による過料についての裁判は、簡易裁判所がする。

(過料に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二条）の一部を次のように改正する。

第九条第十二項中「又は第二十五条」を「、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

(附則第五条第一項の届出に係る国民健康保険法の届出の特例)

第十四条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第十二項の規定を適用する。

（国民年金法の一部改正）

第十五条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第二十四条まで」の下に「、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」を加え、「附記」を「付記」に改める。

（附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例）

第十六条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二

十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十七条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第十項中「又は第二十五条」を「、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

（附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例）

第十八条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

（介護保険法の一部改正）

第十九条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「又は第二十五条」を「、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

（附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例）

第二十条 附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二

十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける」に、「及び第三十条の三第一項」を「、第三十条の二第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正）

第二十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（外国人住民についての適用の特例）

第六条 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第　　号）附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条第一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるのは、「記録されている者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。）」とする。

理 由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に併せ、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、住民票の記載事項等について所要の改正を行うとともに、住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手続を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。